

選挙当日、投票に行けない人のための制度

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由があると見込まれる選挙人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

選挙当日の投票所での投票と同じで、投票用紙を直接投票箱に投函します。ただし、入場券はがき裏面の宣誓書の記入が必要です。宣誓書は期日前投票所にも準備しています。

●投票できる期間

- 告示日の翌日から選挙期日の前日までです。
- 県議会議員一般選挙 3月30日(土)～4月6日(土)
 - 市議会議員一般選挙 4月15日(月)～20日(土)

●投票時間

午前8時30分～午後8時 (期間中は土・日曜日も実施)

●期日前投票所

市役所合志庁舎と西合志図書館(今回から場所が変わります)の2カ所のどちらでも投票できます。



不在者投票

(1)仕事や旅行などで選挙期間中、合志市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。

(2)指定病院などに入院、入所している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

(1)合志市以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

合志市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を請求し、どこで投票したいかを伝えます。交付された投票用紙などを持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。(平日 午前8時30分～午後5時)

※不在者投票が投票日当日の指定時間までに投票所へ到着しなかった場合、その投票は無効となります。郵送期間を見越した早めの手続きが必要です。

(2)指定病院などでの不在者投票

手続きは(1)とほぼ同じです。投票用紙などは病院長などを通して請求し、投票は病院長などの管理する場所で行ないます。

※「指定病院など」とは、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。

4月に統一地方選挙が実施されます

- 熊本県議会議員一般選挙 投票日 4月7日(日)
- 合志市議会議員一般選挙 投票日 4月21日(日)

※統一地方選挙は、第197回臨時国会で成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」(平成30年法律第101号)ならびに同法に関連した法律施行令により、投票日などが上記のとおり全国で統一して実施されます。



市ホームページ
→「選挙」コーナー
<http://www.city.koshi.lg.jp/>

合志市議会議員への立候補を考えている人へ

合志市議会議員への立候補制度

- 立候補できる人(被選挙権)
満25歳以上で、合志市議会議員選挙の選挙権を持っている人
- 任期
現在の議員の任期が満了となる4月30日の翌日(5月1日)から4年間
- 立候補における供託
立候補の届出には、候補者ごとに30万円の供託金が必要です。
※供託は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。その候補者の得票数が規定の数に達しなかった場合や、立候補者が立候補を辞退した場合には、供託金は全額没収され、市に納められます。

●立候補の届出

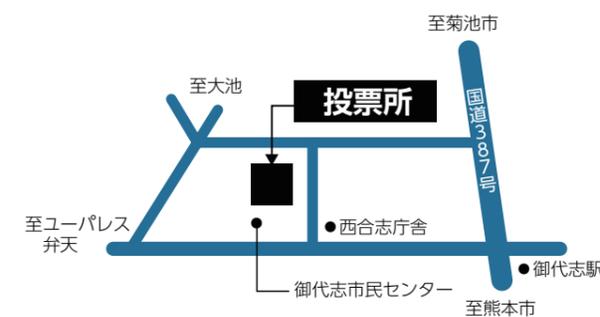
合志市議会議員一般選挙の告示日(4月14日)に受け付けを行ないます。下記のとおり事前に説明会を行ないますので、立候補を予定している人は必ずご出席ください。

合志市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

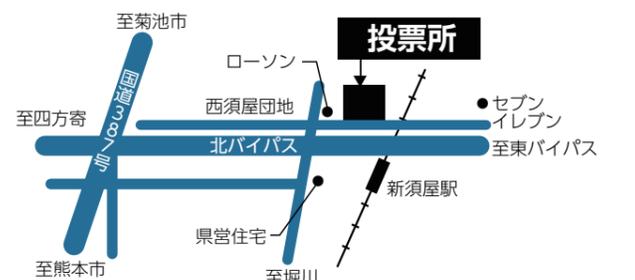
- とき 3月12日(火) 午後2時～
ところ 合志庁舎防災センター
1階 避難所①
- ・各種届出書類の説明、選挙公営制度、選挙運動の制限などについて説明します。
 - ・立候補を予定している人は必ずご出席ください。(1候補者につき3人以内)

期日前投票所と当日投票所の一部が変わります

- 期日前投票所
西合志庁舎中会議室から
西合志図書館集会室に変更



- 第20投票所
合志市須屋浄化センターから
百合ヶ丘保育園に変更



対象地区 須屋(下須屋北、下須屋南、西谷、西、向島、畠田、池の本、東2組の一部、的場の一部)、堀川、西須屋団地、県営住宅

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて一定の障がいがある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。

事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。右表に当てはまる人が交付申請できます。



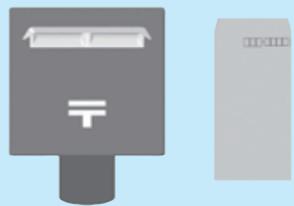
手帳の種類	障がいの種類など	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

郵便等投票での代理記載制度

郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず右表に当てはまる人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人(選挙権のある人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

※郵便などによる不在者投票の手続きを行なうには2週間程度かかりますので、早めの手続きが必要です。

手帳の種類	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症



●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(合志庁舎総務課内) ☎248-1112